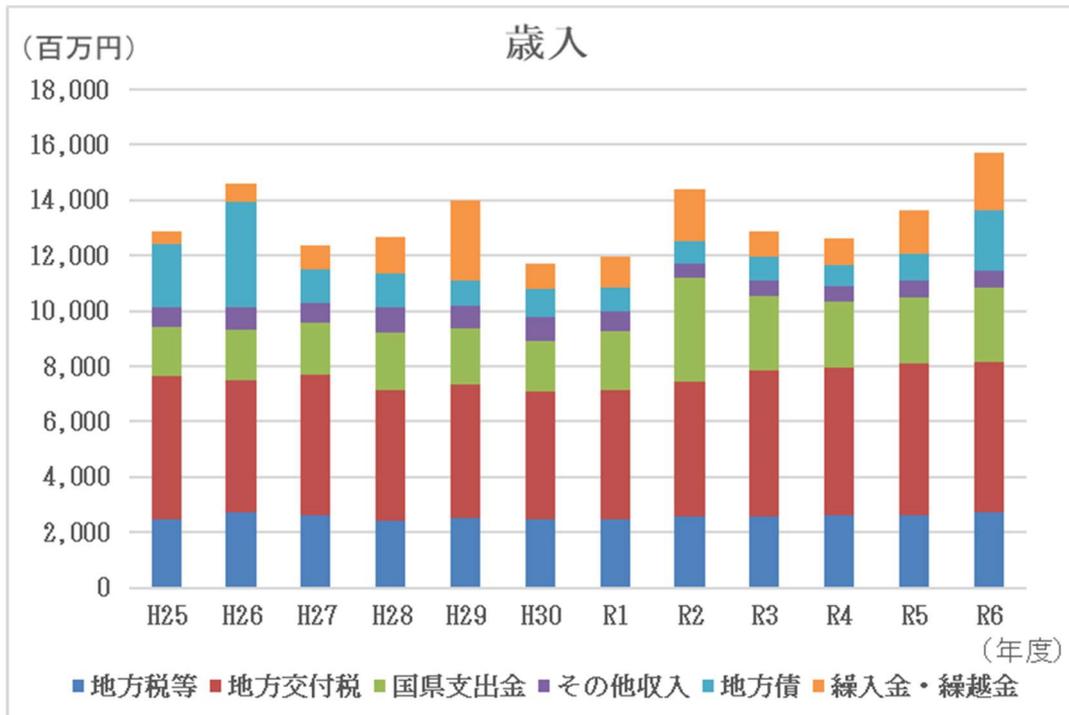


自主財源の確保をはじめとした財政基盤の強化に向けた課題と改善方策

1. 鏡野町の歳入の推移

① 普通会計 平成25年度～令和6年度（実績）



② 普通会計 令和4～6年度（実績）

(百万円)

(歳入区分)	R 4'	R 5'	R 6'
地方税等	2,601	2,609	2,742
町税	2,026	2,042	2,052
税交付金等	576	567	689
地方交付税	5,324	5,486	5,385
普通交付税	4,840	4,847	4,791
特別交付税	484	638	594
国県支出金	2,422	2,408	2,712
国庫支出金	1,512	1,408	1,605
県支出金	909	999	1,105
その他の収入	535	579	605
諸収入	205	249	222

(歳入区分)	R 4'	R 5'	R 6'
分担金・負担金	135	145	143
使用料・手数料	98	100	94
財産収入	76	61	77
ふるさと納税	17	18	64
企業版ふるさと納税	3	3	2
その他の寄附金	1	3	2
地方債	762	981	2,200
繰入金・繰越金	975	1,573	2,046
繰入金	598	1,248	1,366
繰越金	376	325	680
歳入合計	12,618	13,636	15,689

2. 現状と課題

[現状]

- ・町税等の徴収は、これまでも、専従の職員を配置し、徴収率の向上を推進。
(直近の町税の収納率は99.1%、滞納繰越分を含めると97.7%)
- ・地方交付税は、やや増額しながら同水準を推移。
- ・国県支出金は、これまでも、事業検討・予算編成の際の活用検討を推進してきたが、既存の事業形態を前提とした検討に終始するものも少なくない。
- ・使用料・手数料は、これまでも、受益者負担の観点から料金見直しを推進。
- ・ふるさと納税は増収しているものの、絶対額は依然として少額にとどまる。
- ・近年の多額のハード事業は、財源不足で、地方債や繰入金に依存して実施。
- ・企業誘致は、第二次行財政改革の期間中に大規模に実施したものの、現在は工業用地の空きがなく、津山圏域で県に対して産業団地の新設を要望。

[課題]

- ・地方交付税の確保のため、算定額への影響をより熟慮した施策推進が必要。
- ・特別交付税措置のある補助制度に着目して地域活性化施策を推進すべき。
- ・国県支出金は、事業の抜本的な見直しも視野に、通年で活用を検討すべき。
- ・使用料見直しのみでなく、施設の譲渡も含め、一体的に検討を進めるべき。
- ・ふるさと納税は、他自治体を参考として、戦略的・効果的に推進すべき。
- ・企業誘致は、あらゆる産業を視野に、低未利用地等の活用を推進すべき。

鏡野町行財政改革の推進について（第二次答申）（平成18年11月）（抜粋）

○ 歳入の確保について

- ① 町税、保険料、使用料、貸付金等については、徴収専門部門を設け徴収率を向上させる。悪質な滞納者に対しては法的措置を講じるとともに使用停止措置についてもその適用を行う。
- ② 使用料、手数料については、受益者負担の原則により見直しを行うとともに、町営バスや上下水道料金等についても適正な料金とする。
- ③ 公有財産については、未利用地の有効活用を図るとともに不要備品等の売却を行う。
- ④ 交付金など期限があるものについてはその延長に向けて努力する。
- ⑤ 企業誘致等を積極的に行い町税等の増収を目指す。
- ⑥ 観光施設や法人等の収益部門については経営努力を行い増収に努める。

第二次行財政改革大綱（平成22年12月）（抜粋）

○ 歳入の確保（関係箇所のみ）

ア 雇用・定住化の促進

人口の減少とともに社会構造の変化が顕著になっている今日、雇用の場の確保や定住対策は鏡野町の最重要課題となっています。活力のあるまちづくりを推進していくためには、若者定住のための総合的な対策と同時に、雇用の場の確保対策として企業誘致に取り組んでいきます。

イ 町税等の確保

自主財源中心の歳入構造の確立のため、あらゆる角度から歳入確保の取組を進めてきます。

町税等の徴収率の向上を図るため、収納事務の一元化、公共料金納付方法の拡大、債権の適正管理に取り組めます。

有料広告事業等の推進による収入の確保については、新たな広告媒体の調査・研究を行います。

ウ 受益者負担の適正化

特定の人がサービスを利用し利益を受ける場合には、応分の負担を「使用料」・「手数料」・「利用料」として求める（受益者負担の原則）ことにより、利益を受けない人との負担の公平性を確保することが受益者負担の大原則です。

なかでも公共施設の運営については、人件費や光熱水費など多額の経費が必要となります。これらの経費をすべて税金で賄うとすれば、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じることとなります。このことから、「受益と負担の適正化」を図る必要があり、基本的なルールを定め、適正な負担のあり方を検討していきます。なお、見直しにより現行料金に対して大幅な増額となるような施設については、管理運営費方法の見直しや廃止等も含め再検討することとします。

エ 未利用財産の売却

町有財産のうち行政目的が無くなったものや、現在利活用する計画のない財産については普通財産として管理していますが、これらの利活用していない普通財産についても維持管理費が必要です。

普通財産のうち将来的に利活用が望めない未利用財産にあつては、維持管理経費の節減や財産の有効活用を図る観点から売却処分等により積極的に財源確保に努めていきます。

鏡野町行財政改革の取組（令和3年11月）（抜粋）

○ 財政マネジメントの強化の取組

- ・事業実施にあたり、安易に一般財源や地方債に依存せず**国・県補助金**や**民間資金**の活用を進めること。

3. 改善に向けた基本的な考え方

- ・まずは行政評価と財政運営の担当が、税や交付税、交付金等の制度のほか、公民連携やふるさと納税の手法等を徹底的に研究していくことが必要。
- ・補助金申請や事業再構築といった担当課室の努力を十分に引き出せるよう、行政評価・財政運営の仕組みを改善・強化し、通年で取り組むことが必要。
- ・町有施設については、指定管理者等とより一層連携して、常に譲渡や売却の選択肢と比較しながら、最も有効な活用方法を検討していくことが必要。
- ・ふるさと納税は、広報に注力し、地域や行政の取組を町外に向けて効果的に発信しつつ、他自治体の取組を研究し、戦略的に推進していくことが必要。